

12月は、職場のハラスメント撲滅月間です！

# ハラスメント対応 特別相談窓口

NO！ パワハラ！

NO！ セクハラ！

NO！ マタハラ！

NO！ カスタマーハラスメント！

期間：令和2年12月1日（火）

～令和2年12月31日（木）

三重労働局 雇用環境・均等室